

期末手当及び勤勉手当の支給月数について

人事委員会勧告に基づき、公民較差分として勤勉手当を次のとおり引上げる。

1 支給月数

(1) 再任用職員以外の職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
27	現行	1.225	0.750	1.975	1.375	0.750	2.125	2.600	1.500	4.100
	改定後	1.225	0.750	1.975	1.375	0.850	2.225	2.600	1.600	4.200
	現行との差	0	0	0	0	0.100	0.100	0	0.100	0.100
28	改定後	1.225	0.800	2.025	1.375	0.800	2.175	2.600	1.600	4.200
	現行との差	0	0.050	0.050	0	0.050	0.050	0	0.100	0.100

(2) 再任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
27	現行	0.650	0.350	1.000	0.800	0.350	1.150	1.450	0.700	2.150
	改定後	0.650	0.350	1.000	0.800	0.400	1.200	1.450	0.750	2.200
	現行との差	0	0	0	0	0.050	0.050	0	0.050	0.050
28	改定後	0.650	0.375	1.025	0.800	0.375	1.175	1.450	0.750	2.200
	現行との差	0	0.025	0.025	0	0.025	0.025	0	0.050	0.050

2 勤勉手当の詳細

(1) 再任用職員以外の職員

支給期		相対評価区分による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
27.12	現行	0.750 +2 +6f	0.750 + +4f	0.750 +f	0.715	0.680
	改定後	0.850 +2 +6f	0.850 + +4f	0.850 +f	0.810	0.771
	現行との差	0.100	0.100	0.100	0.095	0.091
28. 6 28.12	改定後	0.800 +2 +6f	0.800 + +4f	0.800 +f	0.763	0.725
	現行との差	0.050	0.050	0.050	0.048	0.045

(2) 再任用職員

支給期		相対評価区分による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
27.12	現行	0.350 +2	0.350 +	0.350	0.333	0.315
	改定後	0.400 +2	0.400 +	0.400	0.380	0.360
	現行との差	0.050	0.050	0.050	0.047	0.045
28. 6 28.12	改定後	0.375 +2	0.375 +	0.375	0.357	0.338
	現行との差	0.025	0.025	0.025	0.024	0.023